

# 第1回定例会 可決した議案

## 市長提出議案

### 条例

◆三鷹市公平委員会設置条例の廃止及び東京都公平委員会を共同設置する団体となることに伴う関係条例の整理に関する条例

三鷹市公平委員会設置条例の廃止及び東京都公平委員会を共同設置する団体となることに伴い、三鷹市情報公開条例ほか8件の条例について、規定を整備するものです。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正により、同法の適用対象の拡大が行われたことに伴い、三鷹市男女平等参画条例ほか2件の条例について、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても適用対象に加えるとともに、用語を整理するものです。

◆三鷹市社会教育委員会条例の一部を改正する条例

社会教育法の一部改正により、社会教育委員の委嘱の基準について、市が条例で定めることとされたことに伴い、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の

向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに一般市民の中から教育委員会が委嘱することとするもの。

◆三鷹市障がい程度区分判定等審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、条例題名の一部等を「障がい程度区分」という表記から「障がい支援区分」という表記に改めるものです。

◆三鷹市中心身障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、障がい者及び障がい児の対象に難病患者等が加わり、障がい福祉サービス等の利用が可能となったことなどを踏まえ、見直しを行うものです。

◆三鷹市災害見舞金条例の一部を改正する条例

死亡見舞金の金額を現行30万円から一律10万円に引き下げるとともに、傷害見舞金を廃止するほか、被災見舞金の金額のうち世帯人員が1人の世帯の場合に支給額を半額にする規定を削除するものです。

◆三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の見直しとして、課税限度額を4万円引き上げ、総額を81万円とし、均等割額を2千400円引き上げ、総額を4万4千800円とする。

◆三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

政令の一部改正に伴い、退職報償金の支給額を一律5万円引き上げるとともに、最低支給額を20万円とする。

## 補正予算

◆平成25年度三鷹市一般会計補正予算(第4号)の専決処分について

東京都知事の辞職に伴う東京都知事選挙を執行するための予算措置の必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第19条第1項の規定に基づき、平成25年12月25日、市長において専決処分を行ったものである。

◆平成25年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

消費税率引き上げの影響緩和策として国が補正予算で計上した、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に対応するため、歳入歳出予算の

総額に、それぞれ6億1千600万4千円を追加し、総額を6億6千700万2千円とする。また、繰越明許費を設定する。



臨時福祉給付金等支給事業実施本部事務局

◆平成25年度三鷹市一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ15億2千800万円を追加し、総額を6億9千300万2千円とする。

繰越明許費を設定するものです。補正の主な内容は、

◆平成26年度三鷹市一般会計補正予算

## 当初予算

◆平成26年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算

◆平成26年度三鷹市下水道事業特別会計予算

◆平成26年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算

◆平成26年度三鷹市介護保険事業特別会計予算

## 人事・その他

◆教育委員会委員の任命について

池田 清貴氏(新任)

◆監査委員の選任について

黒田 克司氏(再任)

◆東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

保険料軽減のための負担金の軽減措置を引き続き実施するため、平成26年度及び27年度の2年間の時限措置として、審査支払手数料相当額等を市区町村が負担することとする。

## 条例

◆三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市組織条例の一部改正に伴い、市議会総務委員会及び厚生委員会の所管事項を改める。

## 意見書(要旨)

◆ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書

我が国においてウィルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計30万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものである。このことは、肝炎対策基本法等でも確認されていること

らであり、国の法的責任は明確になっている。ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウィルスの減少を目的とした抗ウィルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障がい認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しかったため、亡くなる直前までなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。他方、特定B型肝炎ウィルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的な措置を講じていない。肝硬変・肝がん患者は、毎日10人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

## 議員提出議案

## 条例

◆三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市組織条例の一部改正に伴い、市議会総務委員会及び厚生委員会の所管事項を改める。

## 意見書(要旨)

◆ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書

我が国においてウィルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計30万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものである。このことは、肝炎対策基本法等でも確認されていること

よって、本市議会は、政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。(1)ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成制度を創設すること。(2)身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

◆食の安全・安心の確立を求める意見書

昨年、大手ホテル等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事例が相次いだことから、政府は食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめた。具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や食品表示法のガイドラインの作成を通じて食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されている。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する食品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっている。こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件を受け、消費者からは食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくない。よって、本市議会は、政府に対し、次の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望する。(1)食品表示等の適正化を図る食品表示

法等改正案の早期成立・施行を期すこと。(2)本改正案等に基づく対策の推進に当たり、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、政府及び地方公共団体において、そのための必要な予算措置を講ずること。(3)一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。◆通学中の子どもの安全確保を求める意見書

平成24年4月、京都府亀岡市で登校中の児童らの列に自動車が入り込み、10人が死傷するという痛ましい事故が発生し、その後も同様の事故が多発している。これまで各地域で実施してきた「登下校の見守り活動」「通学路の安全点検」などの交通安全対策には限界があると言わざるを得ない。国は一昨年「通学路緊急合同点検を実施し、昨年5月通学路にある危険な場所が7万4千483カ所に上ることを公表した。かけがえのない子どもたちの命と安全を守るため、国や地域レベルの関係機関が連携体制を強化することはもとより、通学中の子どもの安全を確保する。一刻も早く安全に通学することができ、環境を整備に向けた法律の制定を強く求める。